

松山家庭裁判所委員会議事概要（第11回）

1 日時

平成21年2月10日（火）午後1時30分

2 場所

松山家庭裁判所大会議室

3 出席者

（1） 委員

青木裕史，秋川啓人，太田敬司，窪田恕子，薦田伸夫，鈴木静，谷口祥子，
中田幸子，廣田民生（五十音順）

（2） 事務担当者

伊村首席書記官，古川首席家庭裁判所調査官，佐藤次席家庭裁判所調査官，
松本事務局次長，植松主任書記官，青野総務課長

4 議事（■委員長，○委員，●事務担当者）

（1） 委員長挨拶

（2） 調停当事者に対するアンケート実施結果報告

■ 調停当事者に対するアンケート実施結果について，首席書記官から説明します。

● 平成20年9月から11月までの3か月間に調停期日で事件終了した夫婦関係調整調停事件の申立人及び相手方を対象にアンケート調査を行った。そのアンケートの集計結果（アンケート実施期間中に終局した離婚調停数と終局事由，アンケート回収数，調停に要した期間，調停に対する満足度，調停でプラスになったことの有無及び自由記載欄の記載内容等）についてパワーポイントを使用して説明した。説明要旨については，別紙のとおり。

■ アンケートの集計数はある程度満足できるものであったと思われませんが，ご感想はいかがでしょう。

○ 私は，平成15，16年度，県の婦人相談所にいたのですが，そのときは調

停とは、元の鞘に納めることを頭に置いてその方向で進められる傾向があると聞いていましたが、調停では、やはり当事者の個別の事情をよく聞いて進めていただきたいと思います。

■ 別れるとか別れないということを最初から決めて調停を進めるということは絶対にはないと思います。

○ 調停に来られる方は別居されてかなり経っている方が多いのです。幼い子供さんがいるような場合は本当は仲良くやっていただいた方がいいと思うのですが、別居が長くなっている御夫婦の場合は実際難しいことが多いのです。ただ、我々としては、最初にこうすべきだという方針を立てて、それに向かって調停を行うということはしていません。まずは双方の御意見を聞き、双方が別れたいと言われれば別れる方向で調整しますし、どちらかがよりを戻したいと言われればその御意見も踏まえて調整しますが、その場合でも、予めこうすべきだという案を出して調停を行うということは原則的にはしないようにしています。

■ 法律的に離婚しても実体が変わるわけではなく、法的な関係が変わるだけであり、婚姻届を出したから結婚したというわけではなく、一緒に住んで夫婦としての実体が伴うから夫婦だろうと思うのです。そうすると、ある程度別居して、それぞれがある程度自立することも重要なのではないかと考えているのですが、ときどき同居したままで調停を申し立てる場合があり、解決が非常に難しいという印象を持っております。逆に言うと、別居するだけの経済的、精神的な状況にないのに離婚を求めてくるということがあるのではないかと、ローンを抱えて2人で働いているから生活を維持できるが、別れてしまっただけでローンを払えない、生活費も足りないという状況になっているので、仕方なく家庭内別居になっている、それで離婚するということに、どうすればいいのだろうか、調停委員会として解決案が思いつかない、2人でいけば何とかなるが、2人でなくなるとどうにもならないとなると、御自分達で案を出していただかないと

調停委員会がどう動いても両方とも立ち行かないというような事件があるのです。仮にそういうことになると、別れるのはどうでしょうかねというような、ないしはもう一度考えてこられてはどうかとか、しばらく別居の方法を考えてみられたらどうですかと、そういうアドバイスをすることがあります。そういうのを、御指摘のような、別れてはだめだという趣旨に取られないように気を付けなければいけないと思います。

■ 民事事件の場合だと、和解しても両方が不満だというようなことがあります。家事調停の場合には、調停が成立しようがしまいが、相手方と話が出来てよかったという感想を持っていただければ、裁判所としては調停をした甲斐があったというように思います。

■ 目標としては離婚調停の3件に2件成立すればと思いますが、なかなかそこまではいきません。ただ、取り下げをどう理解するかということはありません。また、例えば離婚その他の条件は決まっているが、親権者だけがどうしても決まらない場合は不調になります。この率がかなりあるかなと思っています。離婚訴訟ではどうですか。

○ 離婚訴訟で親権者だけが争いになっているものはそんなにはないです。

■ 離婚調停が不調になったからといって必ずしも離婚訴訟に行くかというところでもなく、当庁の離婚訴訟は月4、5件ですから、訴訟に回っていく率は少ないのではないかと思います。

○ 昔は円満調整ということで調停が成立する割合が結構あったのですが、最近あまりないのですか。

● 今回統計としては出しませんでした。円満調整で解決するものは結構あります。

○ やり直すことを強いるようなもって行き方は良くないのですが、前回の委員会でも申し上げましたが、今の日本は男社会で、私自身も男らしくしなさいとか、男の子のくせにと言われて育ってますから、どうしても男性優位の感

覚が抜けないところがあり，弁護士の私が女性の依頼者から不満としてよく聞くのは，調停の場で，「いい御主人じゃないの。」とか「あなたの我慢が足りないのではないの。」と言われて，女性に更なる忍従を強いるような印象を持ったということです。日本の官庁ではお茶くみは全員女性なのですが，ヨーロッパではお茶くみ自体がありません。そのあたりで，根本的な男性，女性についての認識が足りないところがあると思います。私自身も仕事をやる上で意識的に考えるようにしていますが，調停委員は社会的な成功者なので，どうしても固定観念が染みこんでしまっていることがありますので，特に女性の当事者には意識的に気を付けていただいた方がいいのではないかと思います。

- 自由記載欄の中に調停委員の言動に不満を述べている箇所がいくつかあり，その点が気になりました。調停に来られる方は，余程困ってどうしようもなくなり，誰かに助けて欲しいという気持ちで来ているのですから，調停委員は，威圧的な言葉とか，常識的にはこうだとかいうようなことは言わないようにしてもらいたい。来られた方には優しく話をして，本人が納得するように言ってあげるべきだと思います。調停委員の資質の問題だと思いますが，調停委員の言動に不満を感じている人がいるということは，研修の場などで調停委員にしっかりと教えてほしいと思います。言葉の問題は大事だと思います。
- 申立人の要求を抑えて，我慢させて調停を成立させたのだとすると，このような感想がでるのかなと思います。
- はっきりとは言ってないけれども，すごく不満を持っているという記載の仕方のように思います。私もそういう方に会ったことがありますので，やはり調停委員は非常に気を付けながら，相手のことを考えてものを言わないと，このような自由記載がでてくることになるのではないかと思います。
- その点については，当事者からの事情聴取の時間を同じにするとか，相手方の主張を伝える際の言い方などに気を付けなければならないと思います。ただ，調停が成立する場合の相場のようなものがあるのですが，事案によっては相場

を示さないと調停はほとんど成立しない，例えば養育費などでは，当事者の主張が大きく違っていると，調停委員会が相場を示さざるを得ない，そうでないと成立しないのです。その場合，成立した内容を後からゆっくり考えてもらえば，調停委員の言動が平等だったと認めていただけないかと思っています。

- 裁判所からするとそうでしょうが，当事者はやはり不満を持っていたのではないかと思います。本人が納得して帰った場合でも，調停委員に対する不満が記載されていますので，調停の成立，不成立にかかわらず，調停委員には言葉や上手な説得の仕方を勉強していただかないといけないと思います。
- 問題点を解決していくことも重要ですが，アンケートの中にはいい感想が述べられている例もあるので，何が良かったのかを考えることも大事だと思います。本当に解決をしなければならない事件と，とにかく話を聞いてあげる，ガス抜きをしてあげるのが大事な事件とがあり，この例は後者であったように思います。
- 事件の進行について，予め類型化するのは難しいものです。特に調停の場合は弁護士が付いていないことがほとんどで，申立書もごく簡単な記載しかしていないため，どういう方なのか，どういう悩みを持っておられるのかということは実際に聞いてみないと判らないことが多いものですから，結局聞いてから進行の仕方を考えるということになるのです。したがって，まずじっくり聞くという姿勢が大事だということは，調停委員の方にも常々よく話していますから，そこは理解していただいていると思います。じっくり話しを聞いてもらって気が楽になったと言われる方もおり，それで解決できるようなケースもあると思います。ただ，実際のところ，話を聞いているうちに，養育費であればこれくらいであるとか，裁判になれば慰謝料はこれくらいであるとか，裁判や審判になった場合の相場のような話は出てきますので，それをどの段階でどのように示すかということは，こちらから押しついたり，高圧的に申し上げるのはいけないと思いますが，じわじわと示しながら，それを基にまた考えていただ

くということをやっているのが実情です。

- 話を聞いてあげれば納得する方であれば、ひたすら話を聞いてあげればいいのであり、調停委員の方が、それで解決というか、判りました、すっきりしましたというようになってもらおうという意識を持つことも大事であり、いつも答えを出し、調停を成立させた方がいいという意識を持ってもらう必要はないのではないかと思います。
- 私は必ずしも調停の成立を望んでいるわけではありません。当事者の中には、精神疾患、特にうつ病の方もおられ、裁判所ではなく医者の方だと思われるような方もおられます。そのような場合でも、話を聞いて、どのような道筋で取り下げていただくかとか、裁判所に勤務する医師に面接していただいて、その指導で病院を紹介していただくというような事件もずいぶんあります。これらは最初から調停成立は望んでいない事件ではありますが、離婚調停で申立てがされるので、受け付けているということです。
- 年齢に着目してみると、先程取り上げた事例は50歳代の方ですが、30歳未満と30歳代の方に厳しい意見が多いことから、年齢によって意見が変わってくるように思います。私自身も母とは結婚感が違ってきますから、年齢によって結婚観や人生観は大きく違っており、したがって、裁判所や調停委員が同じことを話しても、当事者の年齢によって受け取り方が異なってくるのではないかと思います。
- 確かに時代によって生活状態なり、結婚観、価値観が変わってきているのは実感します。調停委員さんは年齢の高い方が多いので、そういう意味でのギャップはあるのかもしれませんが、しかし大事なことは、仰られたような変化を意識し、自分の価値観に囚われないで、まずは当事者の考えておられることやトラブルや困難の内容がどういうものであるかを十分に聞くという姿勢です。その点は、裁判所の研修等で理解していただくように心掛けています。
- 私も30代の人間として、離婚というのは自分と相手との個人的な問題で他

人には相談できないと思うようなところがありますが、それを改めて上の年代の人からそうではない、このようにも考えられると言われると、それを素直に受け入れられるのも20代、30代の年代だと思いますので、お互いに情報を入れながら、一緒に考えていくべきことなのかと思います。

(3) 裁判所利用アンケート結果報告

● アンケートの結果は、机上配布の資料のとおりです。

前回回収日の翌日の平成20年7月9日から21年2月9日までに用紙54枚を配布し、13人分を回収しました。アンケート項目の内、まず場所の分かりやすさについてですが、案内窓口などの対応で概ね問題がないようです。

「分かりにくさ」を御指摘になっている方がいますが、職員が御案内したことで対応できたようです。この方も御指摘のように、家裁に来られる方は精神的にも相当のストレスを抱えて来られるわけで、できるだけ職員がお声掛けをするなど、来庁された方々へのきめ細かな対応を続けていきたいと考えています。また、アンケートには「調停の相手方と顔をあわすことはないか不安だった」と記載されていますが、当事者の方々には、家裁に来ていただく時間に時差を設けておりますし、不安が強い方には帰られる際も他方当事者の方よりも先に帰っていただくなどの配慮をしています。調停室への出入りは常に調停委員が同行して案内するなど、当事者同士が廊下で鉢合わせするような事態が起きないように工夫しています。今後とも手続案内や受付段階で、当事者の方々の不安な点などをできるだけ細かく聴取し、調停の進め方なども詳しく御説明していきたいと思います。

次に、職員の説明や対応について、不満が示されています。どなたの記載であるのか、特定はできませんが、そのうちの一つは少年の保護者の方であろうと思います。家裁調査官は、少年や保護者に対して厳しい態度で注意や指示を与えることがあり、例えば、照会書面などへの記載に関しても、乱雑な記載であったり、緊張感を欠いた杜撰な内容であれば、少年、保護者との面接過程で

厳しく注意することもあります。こうした指摘が、聞き手には「厳しい」と受け止められることもあるわけですが、大切なのは単に「叱られた」と受け止めさせるのではなく、少年、保護者の内省につながるような指摘や助言を行うことであり、今回の保護者の指摘などを今後の面接技法のトレーニングなどに活かしていきたいと考えています。同じく「叱られているように感じた」、という感想が調停当事者からも指摘されており、「早口で一方向的に話され、取り下げするように言われた」、「上から目線で話された」と不快感を示しています。先程の少年事件とは異なり調停という場ですから、調停委員会や職員が注意したり指導を加えたりということはありませんが、担当者や調停委員が説明する内容には、当事者の方々にとって満足のいくものではなく、むしろ聞きたくない内容や、理解を得なければならない内容もあるわけです。そのような場合のコミュニケーション技法は本当に難しいことから、今後とも研修等の機会を通してレベルの向上を図って参りたいと考えています。

その他には、「他方に味方しているように感じた」として公正さへの疑問、また、年長の調停委員では、調停当事者との世代差があつて考え方にも偏りがあるのではないかという趣旨の疑問を示されているものがありました。一般的な事柄として、調停の当事者の方々には御自身に有利な解決方法や助言を求めがちで、中立的な立場から話を進めようとする相談担当者や調停委員等の説明に、不満がでることもあります。先程の調停アンケート結果の報告にも「公正さ」への疑問が指摘されていましたが、今後とも、中立性を保ちながらも、当事者や来談者の気持ちに沿った誠実な対応を心掛けていくと共に、調停の進行、調停制度の意味などを冒頭にしっかりと説明していきたいと考えています。

最後に、当庁の建物構造や設備への御指摘もあり、「待合室に自販機を設置して欲しい」とか、「書記官室に人が多い」といった意見がありました。自販機は1階玄関ロビーに設置しておりますが、待合室への配置は予定しておりません。また、書記官室人員ですが、おそらく申立受付などを個室でできないの

かという御指摘と思われます。ただ、当庁の人的、物的制約から通常の申立受付で個室対応することはできず、また、多岐にわたる家事手続に関しては、受付カウンターで対応することで他の職員も臨機に対応できるという利点もあります。また、家事手続案内は、従前より1階の個室で担当者が個別に説明するようにしています。

以上、御説明しましたものはいずれも不満や苦情についてでしたが、「職員の対応が丁寧であった」、特に一人の方にはお褒めの言葉も頂いています。このような御意見を頂けるよう今後とも努めたいと考えています。

■ 何か御意見はございますか。

○ 以前、オランダの国際司法裁判所を傍聴したことがあるのですが、そこは休廷に入ると傍聴者にも無料でコーヒーとか紅茶を飲ませてくれるのです。日本とは文化的に違いがあるのかもしれませんが、調停では長い時間待たされるし、いつ呼ばれるか分からないから、なかなか1階の自動販売機まで行けないということもあるので、松山だけでやるのは難しいのかもしれませんが、無料でお茶が飲めるような設備があれば随分違うのではないかと思います。

■ ごもったもな御意見ですが、残念ながらそういう方向には向いていません。お茶を出したり、それを管理する人員自体が確保できない状況です。待ち時間等については調停委員の方で知らせていると思いますが、いかがですか。

● 例えば、評議する場合は時間の目処を示して行っており、それがずれこむ場合にもお知らせしています。双方にしばらくお待ちくださいと言うのですが、「しばらく」という内容を何分と特定できないのが実情です。

■ 待合い場所や待合い時間については、昔に比べるとずいぶん改善されており、当事者の呼出も時間をずらしてなるべく待ち時間を少なくするなどの工夫をしているのですが、まだまだ設備等は不十分なところもあります。1階に自動販売機があることは、表示はした方がいいですかね。

● 待合室には表示をしようと思っています。

(4) 積極的広報について

- 当庁では昨年若手職員数名で、広報検討会を立ち上げております。今年は、裁判員制度がスタートする年となり、家庭裁判所も今年で発足から60周年を迎える区切りの年となり、家庭裁判所をもっと広くたくさんの方々を知ってもらい、気軽に利用していただきたいと考えています。そのため、これまでもいろいろな広報活動を行ってきていますが、さらに全庁あげて取り組みたいと考えています。今日はそうした観点から3点の提案をさせていただきます。一つ目は、法教育の一環として中学、高校、大学などで出張講義を行うことです。これまでも愛媛大学、松山大学で「紛争と裁判」「子の奪い合い紛争と家裁調査官」「先輩に学ぶ社会、人生、仕事」等をテーマとして、当庁職員が講義をしていますが、今後はもっと幅広く出向くことや裁判官が直接講義をすることも検討しています。二つ目は、成年後見制度や調停制度など市民に関心が高いと思われるテーマについて説明会形式で広く理解していただくような企画を実施してはどうかと考えています。三つ目は、市民に身近な裁判所をアピールする方法として、庁舎玄関付近に雛祭りとか鯉幟など季節にふさわしい飾り付けをし、来庁者に親近感を持ってもらうことを検討しています。本日は、これらについて実施することに問題はないか、仮に実施する場合の留意点はないか、更に、出張講義をする場合のアナウンスにはどのような方法があるかとか、説明会のテーマや実施回数ほどの程度が相当か、正面玄関付近の飾り付けはどのような飾り付けが相当かなど、多角的な見地から委員の皆様の御意見を伺いたいと思います。
- 今の点でアドバイスなどあれば伺いたいと思います。大学生に対する就職説明会はもちろんですが、地元の高校生に対して裁判所に勤務する色々な職員の職種について説明することで、裁判所を将来の就職先として考えてもらえるような努力もしていきたいと考えています。
- 驚いたのですが、ある学校で、単身の家族（生別、死別が不明）が1クラス

に意外と多いというのがわかりました。そのような子供たちの前で家裁の説明をする場合は、十分慎重にしていきたいと思います。

■ 小学校や中学校などは裁判官が行って、民主主義と法の支配とか三権分立、法の仕組みというような話、あるいは家裁だけでない地裁も含めた裁判の話をするのがいいのではないかと思います。

○ 裁判所というのは悪いことをした人が行くところだと思っている子が多いと思います。裁判所もいろいろな役割を担っているのだということを高校生頃から意識させておくことは必要だと思います。裁判所の話聞くのは進路指導にも役立つし、裁判所が学校に出前講義をされるのは非常にいいことだと思います。裁判所を近寄りがたいところと考えている人は多いので、身近な裁判所と感じてもらう必要があると思います。

■ 御指摘のとおり、今までは国民に対する広報が不十分であったように思います。

それでは先ほど説明した3つの提案については、実施する方向で進めていきたいと思います。詳細については裁判所の方で、さらに検討していくことにします。

(5) 次回テーマについて

■ 次回のテーマについて御意見がないようでしたら、今回は少年事件における被害者配慮について報告させていただき、協議したいと思います。

(6) 次回期日について

平成21年7月7日(火)午後1時30分